

1 11月26日付けの追加指定（11月27日午前0時以降適用開始）

検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

待機なし→10日間待機 : エスワティニ、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、南アフリカ共和国、レソト

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧（11月27日午前0時以降適用開始）

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（6か国）
エスワティニ、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、南アフリカ共和国、レソト

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（3か国）
トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（19か国・地域）
アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エクアドル、ケニア、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ドミニカ共和国、トルコ、ネパール、ハイチ、パキスタン、フィリピン、ブラジル、モロッコ、モンゴル、ロシア(沿海地方、モスクワ市)